

〔午後 1 時 開会〕

- 司会 ただいまから、八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。
はじめに、委員の皆様へ委嘱状の交付をいたします。
市長、お願いいたします。
- 市長 はい。
- 司会 氏名を読み上げいたします。
公益代表委員、坂本美洋様。
- 坂本委員 はい。
- 市長 委嘱状、坂本美洋様。八戸市国民健康保険運営協議会の委員を委嘱します。期間、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとします。平成 20 年 4 月 1 日、八戸市長、小林眞。
よろしくお願いいたします。
- 司会 田名部和義様。
- 田名部委員 はい。
- 市長 よろしく申し上げます。
- 司会 上条幸哉様。
- 上条委員 はい。
- 市長 よろしく申し上げます。
- 司会 加藤 郷子様
- 加藤委員 はい。
- 市長 よろしく申し上げます。
- 司会 保険医等代表委員、工藤清太郎様。
- 工藤委員 はい。
- 市長 よろしく申し上げます。
- 司会 石田悦保様。
- 石田委員 はい。
- 市長 よろしく申し上げます。
- 司会 松村 貴子様。
- 松村委員 はい。
- 市長 よろしく申し上げます。
- 司会 被用者保険等保険者代表委員、大浦 陸郎様。
- 大浦委員 はい。
- 市長 よろしく申し上げます。
- 司会 大竹明臣様。
- 大竹委員 はい。
- 市長 よろしく申し上げます。
- 司会 町田秋雄様。

- 町田委員 はい。
- 市長 よろしくお願ひします。
- 司会 被保険者代表委員、河村サダ様。
- 河村委員 はい。
- 市長 よろしくお願ひします。
- 司会 曾我桂子様。
- 曾我委員 はい。
- 市長 よろしくお願ひします。
- 司会 工藤 恵美子様。
- 工藤委員 はい。
- 市長 よろしくお願ひします。
- 司会 石橋 ヒロ様。
- 石橋委員 はい。
- 市長 よろしくお願ひします。
- 司会 竹内 登様。
- 竹内委員 はい。
- 市長 よろしくお願ひします。
- 司会 これより協議会に入ります。

本日の出席委員は15名で、欠席委員は、公益代表の伊藤委員、医師等代表の於本委員、高橋委員の3名でございます。

本日は、委員の過半数が出席しており、かつ各代表委員が1名以上出席しておりますので、八戸市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

はじめに、市長からごあいさつ申し上げます。

- 市長 はい。

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、ただいまは、八戸市国民健康保険運営協議会の委員をお願いいたしましたところ、ご快諾を賜り、厚くお礼申し上げます。

今後皆様には、国保事業の運営に関する重要事項につきまして、ご審議、ご意見等を賜ることになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、皆様ご案内の通り、この4月から後期高齢者医療制度をはじめ、国民健康保険の各種制度改正、さらには医療保険者による特定健診、特定保健指導などがスタートしたところでございます。当市におきましても、これらの制度改正に向け、鋭意準備を進めてまいったところでございます。当協議会におきましても、国民健康保険税の税率改正等について、回を重ねて慎重審議をいただいたところでございます。

ご承知の通り、国民健康保険は、国民皆保険の砦として、その中核的な役割を担っているところでございますが、構造的な問題として、高齢者や無職者の割合が高く、所得も相対的

に低いという問題を抱えてございます。また、高齢化の進展により、保険給付費が年々増加をしているということから、当市に限らず、全国の多くの自治体はその運営に苦慮しているところでございます。

このように、国民健康保険を取り巻く環境は目まぐるしく変化をし、また、厳しい状況にある中で、国民健康保険運営協議会の果たす役割は一層重要なものになってきております。当市といたしましても、医療・保険制度改革の方向性をにらみつつ、財政措置の大幅な拡充や、早期の医療保険の一元化などについて、全国市長会等を通じまして、国に対して要望活動を継続するとともに、国保税の収納対策やレセプト点検の充実・強化、さらには健康づくり事業の充実など、国保事業の安定運営に向け、引き続き一層努力をしてまいりたいと考えております。

どうか委員の皆様には、本制度の充実発展のため、特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

●司会 それでは、八戸市国民健康保険運営協議会規則第2条により、最初に招集する協議会の会長の職務は市長が行うことになっておりますので、会長が決定するまで市長が議長を務め、議事を進行させていただきます。

●市長 はい。それでは、会長が決まるまでの間、暫時議長を務めさせていただきます。

会長は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員の中から選出をすることとなっております。選出方法は、投票と指名推薦の方法がございしますが、いずれの方法で行ったらよろしいか、お諮りしたいと思います。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

委員、お願いします。

●委員 はい。指名推薦でお願いしたいと思います。

●市長 はい。

ただいま、委員より、指名推薦とのご発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

●一同 異議なし。

●市長 はい、ご異議なしと認めます。

よって、選出の方法につきましては、指名推薦とさせていただきます。

どなたか、指名推薦をお願いいたします。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

委員どうぞ。

●委員 はい。

この国民健康保険事業は、大変複雑且つ多様化の一途にあるわけでありまして。そこで、この国保事業の超ベテラン、エキスパートであります前会長の坂本美洋委員を会長にご推薦申し上げます。

●市長 はい。ありがとうございました。

ただいま、委員から、坂本委員を会長に推薦するとの発言がございましたが、これにご異

議ございませんか。

●一同 異議なし。

●市長 ご異議なしと認めます。

よって、坂本委員を会長とすることに決しました。

以上で、私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

●司会 それでは、坂本会長、会長席にお着きの上、就任のごあいさつと議事進行をお願いいたします。

●会長 ただいまは、委員のほうからご推薦いただいて、皆様のほうからご同意をいただきました。引き続き会長ということで、頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今、市長のほうからもごあいさつございましたように、この国民健康保険というのは、医療保険制度の全国民が入っております5つの保険、この皆保険という中の、中心となっているのが国民健康保険であって、八戸市でいえば、25万人の約10万世帯のうち約5万世帯ですから、だいたい世帯数でいえば半分、50%が国保に加入し、人口でいえば約40%近いみなさんが国保に入っておられるということでもありますので、この医療保険を、いろいろな立場の皆様が委員を18人で構成しているわけではありますが、この国保というのは、本当に先ほど市長さんのごあいさつありましたように、中心となっているものだと思っております。

そういう意味で、私ども、これから市民の医療保険、命を守っていくということからいけば、これを充実したものにしていきたいと思います。そういうことで、先般の継続性が必要であります。小林市長さんにおかれましては、平成20年度の料率改正におきまして、当初案は10数パーセントということでございましたが、私ども、田名部委員、上条委員、一緒に行って実状を申し上げまして、市長のほうからは、たくさんある政策課題の中で、この国保に力を入れていただいて、6.7パーセントで決着したということで。上がるには上がるんですけども、この皆保険制度を守っていくということからいけば、やっぱり致し方ない選択肢だったと思っておりますが、そういう意味で、市長には大変感謝を申し上げたいと思います。

これからもですね、市長からいろんな意味でたくさん課題があって諮問を受けるわけですが、それに私どもいろんな意見を加味いたしまして、適切に答申して、この国保の安全な、健全な運営のために頑張っていきたいと思います。

今日は、平成19年度の決算、あるいは平成20年度の予算というようなことが審議になる予定でございますので、委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。会長就任にあたってのごあいさつにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、市長は本日この後スケジュールがあると伺っておりますので、次の公務のため、ここで退席されますことを皆様からご了承いただきたいと思います。

市長、お忙しい中ありがとうございました。

●市長 どうぞよろしくお願いいたします。

(市長退室)

●会長 それでは、次第に従って進行させていただきます。

次第の5ですが、会議録署名委員の選出ですが、選出については、私会長に一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

はい、それではご異議なしということでございますので、私のほうから曾我委員と工藤委員にお願いをいたします。

次に、次第の6番、会長職務代理者の選出ですが、会長職務代理者は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員から選任することになっております。選任の方法は投票と指名推薦の方法がありますが、いずれの方法で行うかお諮りいたします。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

●委員 はい、会長に一任願います。

●会長 ただいま、委員から会長に一任したいということでございますが、私から指名してよろしいでしょうか。

●一同 はい。

●会長 それでは、異議ないようでありますので、私から指名をいたします。

引き続き、上条委員に会長職務代理者を指名いたします。

上条委員、会長職務代理者の就任にあたり、一言ごあいさつをお願いいたします。

●上条委員 ただいまご指名をいただきました、市議会議員の上条幸哉と申します。

若輩者でございますが、八戸市における国保の健全運営のために、特に私どもは市議会議員という立場で、公益の代表者という立場で選任いただいておりますので、行政サイドあるいは被保険者のみなさん、私どももそうでございますが、あるいは医師のみなさん、そしてここに声が届かない市民のみなさん、それぞれの立場を尊重しながら、よりよい着地点というものを探ってまいりたいと思います。

田名部先輩共々、会長をお支えしながら頑張ったいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

●会長 上条委員には、今後職務代理者としてよろしくお願ひいたします。

次に、平成20年4月1日付で人事異動があつてから、今年度最初の協議会でありますので、国保年金課担当職員の紹介をお願いいたします。

沼畑市民生活部長よろしくお願ひいたします。

(部長により職員紹介)

●部長 国民健康保険事業を所管いたします、市民生活部長の沼畑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、今年度の運営協議会事務局の職員を紹介させていただきます。

市民生活部次長兼国保年金課長の太田秀一でございます。

●太田 太田でございます。よろしくお願ひいたします。

●部長 それから、国民年金課副参事、管理給付グループリーダーの長久保恵子でございます。

●長久保 長久保でございます。よろしくお願ひいたします。

●部長 国保年金課主幹、国保税グループリーダーの鈴木伸尚でございます。

- 鈴木 鈴木でございます。よろしく申し上げます。
- 部長 国保年金課主幹、後期高齢者医療グループリーダーの工藤俊憲でございます。
- 工藤 工藤でございます。よろしく申し上げます。
- 部長 国保年金課主幹、管理給付グループの中村実でございます。
- 中村 中村でございます。よろしくお願いたします。
- 部長 国保年金課主査、管理給付グループの宗石美佐でございます。
- 宗石 宗石でございます。よろしくお願いたします。
- 部長 国保年金課主査、国保税グループの佐々木光でございます。
- 佐々木 佐々木でございます。よろしくお願いたします。
- 部長 以上でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。
- 会長 それではですね、さっそく議事に入りたいと思います。

最初に、平成 19 年度八戸市国民健康保険特別会計決算見込みの概要について、事務局から説明をお願いします。

大坪次長。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

- 次長 よろしくお願いたします。

本日の議事でございますけれども、(1) から (6) まで 6 つほど用意させていただいております。(1) (2) につきましては、一応報告議案ということで、(3) の重点事業実施計画表につきましては、ご審議を賜りたいと思います。(4) につきましてもご了承を賜る案件でございます。(5) (6) につきましては、報告案件ということで進めさせていただきます。

それでは、まず平成 19 年度の八戸市国民健康保険特別会計決算見込みの概要につきまして、説明を申し上げます。資料でございますけれども、様々お配りしておりますが、まず参考資料という資料で国保会計の概要について、一般的に概要、特に今年の 4 月から制度改正が多々行われておりますので、このへんを少しご紹介してから、決算と予算のほうの説明をさせていただきたいと思います。

これが 2 種類用意させていただいております。まず 1 枚開いていただきまして、国保財政の現状という、これは、厚生労働省が 2 月に発表した資料の中から抜粋したものでございまして、平成 20 年度の、国保の全国の財政状況でございます。これでだいたい国保の財政の枠組みがご理解いただけるかと思っておりますので、少しご紹介したいと思います。

その図の中の下に、国保財政のイメージというところに、50%、50%とございます。国保の財政は基本的に公費、いわゆる国と県の資金が 50%。その部分が、中ほどの調整交付金、定率国庫負担、都道府県調整交付金と書いてある部分、いわゆる公費 50%。残り 50% につきましては、左端のほうの部分になりますけれども、基本的には保険料ということになります。ただ、そこがございますように、保険料には各種の支援措置がございまして、いろんな支援事業とか何とか支援分とかつていうのが入ってきております。そういう大きな大枠の中で国保財政は動いております。

1 つずつ少し簡単にご説明いたしますと、まず公費 50% の中の、34% が国庫負担金という

真ん中ほどにあるものでございます。2兆3,100億と書いたところです。34%が国から医療費ということで交付されるお金でございます。

それから、その上の調整交付金というのがございます。こちらが9%でございますが、こちらは右のほうに引き出しがありますけれども、普通調整交付金という7%の部分と、特別調整交付金という2%の部分があります。まず普通調整交付金といいますのは、市町村間の財政力の不均衡をならすために、一般会計という市の道路を造ったりする予算がございますけれども、そちらのほうで地方交付税という制度がありますが、それと同じようにですね、市町村間の財政力の不均衡を調整する交付金でございます。これが7%。

それから、その画一的な測定方法では措置できない、災害とかそういったものを考慮して交付される特別の調整交付金、こちらが2%。しめて9%。それが国の調整交付金。

残り、都道府県の調整交付金というのがございまして、中ほど下でございますように、7%。これが県からそれぞれの事情によって、財政力の不均衡をならすために交付される県の調整交付金。これで50%の公費が措置されているということでもあります。

それから次に、左側のほうの保険料と書いた部分の説明を簡単にさせていただきます。

基本的には、50%保険料で回収するといいますか、措置するわけでございますが、しかしながら、それぞれの市町村によっては、高額な医療費がかかってくる市町村がございます。ということで、高額な部分については負担を平準化しようということで、国、県の支援をいただきながら県内の市町村、青森県の市町村でいいますと40の市町村がございますけれども、それぞれ国保を運営しております。そういう市町村の中で、高額な医療費についてはお互いに出資しあって、極端にその年、普通の年よりも飛び出した医療費がかかった時には、みんな負担し合おうという平準化の事業がございます。これが、左側のところに引き出しております高額医療費共同事業というものと、それからその下の保険財政共同安定化事業という事業でございます。この2つはどう違うかといいますと、1件あたり80万円を超える高額な医療費については、まず国と県から4分の1ずつの補助金がございます。これが高額医療費共同事業というところで書いている部分でございます。さらに残りの2分の1は、県内の40市町村で調整し合うということになります。

それから、その下の保険財政共同安定化事業でございます。こちらは、1件30万超えの医療費につきまして、1件30万超えから80万までの医療費については、県内の40市町村でそれぞれ過去の実績に応じて、それを飛び越えるような医療費がかかったときには負担し合うということで、県の国保連がその間に立って調整している事業でございます。

このように、高額医療費共同事業については国・県から補助金があり、保険財政共同安定化事業は、保険料と書いた中で、県内で措置し合うということになっております。

それから、その一番上でございます市町村への地方財政措置1,000億と書いてあるところがございますけれども、これは国のほうから保険料負担力の違い、それから病床、ベッドの数ですね、それから高齢者の数、こういうもので市町村で偏在がございます。それらを調整するために、市町村に対して交付される交付税でございます。これを一般会計で受けて、一般会計のほうからこの特別会計に入れるという事業でございます。

最後に、その下の保険基盤安定制度というのがございますけれども、こちらは国保税の低

所得者対策ということで、低所得者については、7割5割2割という一定の軽減措置がございます、所得に応じて。家族の世帯数と所得に応じて軽減措置がございます。その分は、特別会計の保険料の中で見るとはなくて、国・県、さらには市の負担によって補てんし合うということ、この分も一定程度、保険料への支援ということでお金が入ってくるという仕組みとなっております。

それから最後に右端のですね、今年度の医療制度改正に伴いまして用意された制度でございますが、前期高齢者交付金というのがございます。これもちょっと複雑でございますけれども、従来、退職者医療制度というものがございました。退職者医療制度というのは、現在も平成27年までの経過措置として一部残ってはおります。従来は退職者医療制度でございますけれども、国保の方々というのは基本的には制度発足したときは自営業の方、農林業の方、または無職の方、そういう方々を対象に国民皆保険を実現するために用意された制度であるわけでございますが、一定期間会社にお勤めになって、退職した後の方も、2年間という任意加入の期間はございますけれども、基本的には国保に入っていたかなくてはならない。ただその退職した方々は、従前40年とかという長い期間にわたって、本来的には社会保険等の他の医療保険に入っていたということで、退職後に国保に入った方々は退職被保険者という形で色分け、別区分いたします。そこでかかった医療費については、基本的に市でその方々からいただく保険税以外については、もと所属していた医療保険、政府管掌とか共済とかそういうところに請求して、その退職者の方々によって財政が影響を受けないようにというような形の措置をされてきたものでございますが、これは今回4月に見直しがなされました。この退職という年齢は、従前60歳以上の方々とその扶養家族ということであったんですけども、今度の制度改正によりまして、65歳以上の退職の方々から今回後期高齢者医療制度が始まりましたので74歳までですね、その方々は退職被保険者という扱いではなくて一般被保険者という扱いになります。そういうことで、退職被保険者でなくなったものですから、もと所属していた医療保険者のほうに請求するという制度はなしになって、その代わりこの前期高齢者交付金という、前期高齢者に関する財政調整制度が新たに設けられたものです。退職者の方々が、やはり退職被保険者という形じゃなくて一般になったとしても、どうしても国保は退職した方々の割合が当然多くなります。60歳を超えて退職されると国保に入ってくるので、全国的に昨年出された数値でいいますと、前期高齢者は65歳から74歳まででございます。その方々は国保では28%ぐらい、それから他の保険は7%とか5%とか4%とかという、保険制度によって違いますけれどもそういう違いがあると。その方々の医療費を、全て国保の28%のところを集約させるのは非常に厳しいということです。この財政調整制度ができて、人数割で加入者の割合に応じて負担を調整し合うと、国保の場合は28%というように数が非常に多く前期高齢者を抱えているということで、全国の他の医療保険から、逆に言うと納付金というのが支払基金のほうに納められます。支払基金でそれを調整して集めたものを、国保のほうの会計に送り込むと。これが交付金でございます。後ほど平成20年度予算のほうにも計上していますので、そのあたりが出てくるかと思いますが、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、だいたい大枠でございます。

それから、次のページは国保特会の科目の説明でございます。ただいまご説明した内容とはほぼ一緒でございますので、後ほど決算予算の説明の時に参考に目を通していただければと思いますので、こちらの説明は割愛させていただきます。

それでは、資料の1をお願いいたします。

資料1、平成19年度の国保特会決算見込みの概要ということで、平成20年4月9日現在で調整したものでございます。全体的に見ますと、平成19年度の決算は、右下のところの欄外にございますように、歳入、歳出、差引見込額、2億7,417万円という黒字となるものでございます。しかしながら一昨年度、それは6億1,492万6,000円の黒字、平成18年度の決算がその分ございまして、その分を平成19年度に繰り越してございます。この歳入と書いたところの8番、繰越金とございますが、そこにちょうど平成18年度の決算で黒字となった分が繰越金という形で計上されているわけでございます。約6億1,500万。この分を含めての2億7,417万円の黒字でございますので、単年度で見た場合は実質的には赤字となっております。前年度からの繰越があつての黒字ということでございます。

それでは、それぞれ個々に主なところだけをご説明申し上げます。

まずは、歳入のほうからご説明申し上げます。

1の国保税でございます。課税所得の低下、さらには被保険者の数ということで、税率改正の際にもご説明申し上げたように、やはり税収は減の方向にございまして、1.3%減の7億8,346万5,000円となっております。使用料、手数料は督促の手数料等が主なものでございますが、前年度並みということでございます。

次に国庫支出金でございます。まず医療費の34%が交付されます国庫負担金、この分につきましては前年度並みということで見て取れるかと思えます。次に国庫支出金の中の国庫補助金でございますけれども、今年度は特別調整交付金が、前年度4億4,500万から4億5,000万まで500万多く厚労省のほうから頂戴いたしまして、2.3%の増ということで、特別調整交付金の得々といわれる特別事情の部分が少し増えたことによって、特別調整交付金の増となって反映されております。

それから、共同事業関係でございますけれども、ちょっと前後いたしますけれども、その前の共同事業負担金につきましては、後々で県の支出金のところでも出てまいりますし、それから歳入の6、共同事業交付金のところにも共同事業の、これは県の国保連からいただく交付金でございますね。それから、歳出のほうにまいりますと、歳出の5の共同事業拠出金、これは国保連に対して出す分、そういうふうな部分にも全部絡んでまいりますけれども、高額な医療費が少し増える傾向が見られまして。その結果、全ての今申し上げたような、国庫負担金の中の共同事業負担金、それから健康のところの県支出金の共同事業県負担金という部分、それから6の共同事業交付金、さらには歳出のほうの5の共同事業拠出金。全てに約10%アップしているような状況でございます。

それから、歳入のほうはそれぐらいにいたしまして、歳出のほう見ていただきますと、まず1の総務費でございます。こちら、職員の人件費、物件費等をここに盛っておりますけれども、4億5,000万ほど対前年増加しております。これは、医療制度改正に伴います、具体的に申し上げますと、後期高齢者医療制度の開始に伴うシステム改修の経費、これが4,000

万ほど用しております。その分での増が影響したものでございます。

次に、2の保険給付費でございますけれども、対前年6.8%ということで、医療費が伸びていると。やはり高齢者の医療費の伸びが、税率改正の際の資料でもお示しましたように、大きく出てきてございまして、176億というぐらいのラインが全体医療費になっているという状況でございます。

続いて、3の老人保健拠出金でございますけれども、こちらは例年並みということでございますけれども、3.6%減となっておりますが、40億9,876万ほどの決算部分となっております。老人保健拠出金につきましては、対前年度の精算とかという調整部分がございまして、結構その年により、多少の変動がございまして、当該年度の医療費がかさんだという影響だけでは見て取れない部分がございまして、ご了承いただきたいと思っております。

それから、次の4の介護納付金でございますけれども、こちらもほぼ前年度から微増ということで、15億8,500万ほどの計上となっております。介護保険の費用がかさんでいるという中であって、少し落ち着いてはいるのかなと。介護予防とかの制度のスタートに伴いまして、納付金が多少落ち着いては来ているような傾向かと思っております。

5の共同事業拠出金につきましては、先ほど言ったようなことで10%ほど増えていると。なお、保険財政共同安定化事業拠出金、これは105%という倍増になっておりますけれども、実はこれはこの事業がスタートいたしましたのが平成18年の10月からでございます。従って平成18年が半年分の拠出、交付金も実は同じですけれども、そういう事情がありまして倍増と。伸び的には同じぐらいの拠出交付というようなことでございます。

以上、平成19年度の決算見込みの概要でございます。説明終わります。

●会長 ただいま、平成19年度の国保の決算見込みについて説明をいただきました。まだ決定ではありませんが、こういう見込みになりますよということの報告でございますが、何か皆様からご質問等ございますでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

はい、委員。

●委員 すいません、お時間を取らせるようで申し訳ないんですが、初めてなもので。

この科目の中での共同事業というのは、何と何と何の共同なのかというのをちょっと教えていただければ。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

●会長 はい、大坪次長

●次長 共同といいますのは、先ほども少し触れましたけれども、医療費が、30万超えとか50万超え、1件ですね。参考資料のですね、6番のところ。

具体的に、先ほど少し割愛して申し訳なかったのですが、参考資料の中に各科目の説明を書かせていただいているんですが、歳入歳出、お互い県の国保連に拠出して、その年だけ極端に多くかかったところには交付を多くするというようなそういう制度です。

●委員 すいません、分かりました。

●会長 いやいや、分からないことは何でも聞いてください。

他にございませんか。

だいたいこういう決算の見込みになるということで、よろしいですか。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

はい。それでは次に、平成 20 年度、今年予算の概要を説明をお願いします。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

●次長 それでは、引き続きまして、平成 20 年度の特別会計予算の概要につきましてご説明いたします。

先ほど国保財政の枠組みをご説明した中で、変化の要因も多少申し上げましたけれども、改めてそのへんも含めてご説明申し上げます。

まず、平成 20 年度につきましては、予算総額で、表の一番下のところを見ていただきますと、お示ししておりますように、265 億 9,481 万 5,000 円という歳入・歳出となっておりまして、前年度より 2 億 2,200 万ぐらいの減ということで、率にいたしまして 0.8%の減となっております。これは、主な要因といたしましては、後期高齢者医療制度の開始に伴いまして、国保の被保険者の構成が大幅に変わったわけでございます。先ほど会長のほうからも話ありましたように、約 10 万人、5 万世帯という国保が従来、平成 19 年度までの世帯数でございました。これが 75 歳以上の方が後期の高齢者に移行するということに伴いまして、全体で約 7 万 6,000 人の被保険者の数。それから世帯数にいたしまして、4 万 2,400 ぐらいの世帯に減となっております。この減の影響によりまして、国保税が当然減りますし、医療費も減ると。それに伴って、約 2 億円。ただ、しかしながら、医療費の増加傾向は依然続くというような見込みをいたしました。その相殺でもって、約 2 億 2,000 万の減という予算をたててございます。

まず、主なところでご説明申し上げてまいりますが、歳入のところの国民健康保険税でございます。こちら、一般被保険者分と退職被保険者分とございますけれども、前年度比で合わせまして 12.2%の約 9 億 6,000 万の減、68 億 7,700 万ほど計上しております。これにつきましては、ご審議いただきました平均 6.7%の改正を含めてございますが、後期高齢者の保険税の分、これが約 12 億減になっております。その関係で、約 2 億 4,000 万ほど税率改正によって維持はしてございますものの、9 億 6,000 万ほどの税収が減となるものでございます。

なお、退職被保険者の分につきましては、大幅に 72.4%ということで、対前年比で減となっております。これは先ほど申し上げたように、従来は 60 歳以上の方、退職被保険者約 2 万人いらしたのが、65 歳以上の退職医療制度がなくなりまして、ここに計上されております税額は、60 歳から 64 歳までの、平成 27 年度まで経過措置として残る分だけが計上されたということによるものでございます。約 4,200 人ほどの退職被保険者に 2 万人から減ったというようなことでございます。

それから、3 の国庫支出金につきましては、対前年医療費が伸びているというようなことも合わせて、多少減となっておりますけれども、同じぐらいの約 70 億ほどの予算を組んでございます。

それから、4 の療養給付費等交付金でございます。こちらが、従前 58 億ほど組んでおりますが、71.5%と大幅な減となっております。これは次の 5、前期高齢者交付金との取り合

いの部分でございまして、先ほども少し出てまいりましたが、退職被保険者の医療費につきましては、国保税以外のかかった部分については、従前所属していた医療保険者のほうに請求し拠出してもらうということで、支払基金から交付金が従前ございました。これが、療養給付費交付金です。従って、退職の制度がなくなったことに伴いまして、これが16億ほどに減となって、その代わり、65歳以上74歳までの前期高齢者の方の財政調整制度ができて、5のところがございます前期高齢者交付金が50億ほど歳入されるということでございます。

県の支出金でございますけれども、19.1%と少し大きな減となっておりますが、これは調整交付金を少し低めに当初予算ということで今回見積もらせていただいたことによるものでございます。

それから、先ほども出ておりました共同事業交付金でございます。これは先ほど飛ばしましたけれども、国庫支出金の国庫負担金の中にも共同事業は、当然ございますし、県支出金の中にも共同事業の県の負担金がございます。これは4分の1、4分の1という、高額医療費共同事業費に係る4分の1ずつ、しめて2分の1が国・県から出てくるわけでございますけれども、その残りの分について交付金ということで措置された部分が、ここの7の歳入科目として入ってまいります。

それから、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、30万円超え80万円分につきましてはの交付金でございます。歳出のほうでは、7の共同事業拠出金のところで拠出をしている部分で、やはり高額医療費が伸びの傾向にあるということで、今年度におきましても12.9%、6.9%と同じぐらいの比率で高額医療費共同事業、並びに保険財政共同安定化事業、それぞれを少し増える予測でもって予算を組んでおります。

繰入金、これは一般会計からの繰り入れでございまして、先ほど財政の枠組みの中で説明しました財政安定化支援事業、それから保険基盤安定という、7割5割2割の低所得者に対する軽減について、国・県・市からの交付税措置があつて、一般会計で受けて特別会計のほうに繰り入れてくるという額でございまして、前年度並み、17億ほどを見込んでございます。

10の諸収入でございますけれども、こちらは交通事故等でけがをされた方の医療費について、保険のほうからの拠出が原則でございます。それについて、第三者納付金という形で保険のほうに請求して歳入される部分。さらには、保険期間が過ぎていたにもかかわらずお医者さんにかかって、国保から一時保険給付がなされた。しかしながら、資格が喪失したということで、窓口払いの裏部分である保険給付を返してもらう返納金というものがございます。それらがここの部分で出たものでございます。結構、交通事故なんかの第三者請求というのが最近増えてきておりまして、5,700万ほど予算を見させていただいております。

以上、歳入の内容でございまして、265億9,481万5,000円というような総額でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

まず総務費でございます。総務費も平成19年度に引き続きまして、2,370万ほど増となっております。これはやはり、後期高齢者医療制度の関係で、税総合オンラインシステム改修が約3,000万ほどかかってくることによる増分でございます。

保険給付費につきましては、被保険者の減にも関わらず高齢者の医療費の伸びを加味した

結果、対前年度 0.4%の伸びで 177 億ほどを予算計上させていただいております。なお、全体といたしますと、一般被保険者の分は、退職被保険者のほうから一般被保険者に 65 歳以上の方が資格変更になるもので、その取り合いで、内訳といたしますと一般被保険者のほうが大幅に増えてきていると。総額といたしますと、だいたい 0.4%ぐらいということで、前年度並みの予算を組ませていただいております。

次に、3の後期高齢者支援金でございます。こちらは 30 億ほど今回予算を組ませていただいておりますけれども、こちらは後期高齢者医療制度のほうでは、先ほどの国保の枠組みでいきますと、同じように公費が 50%後期高齢者医療制度のほうでも措置されるんですけども、残りの 50%は、国保でいうと保険料だったのですが、後期高齢者医療制度でいうとこの部分は現役世代からの支援という支援金が発生してまいりまして、それが 4割にあたります。医療費の中の 4割が国保ないしは社会保険、健康保険、それらの現役世代の医療保険者から支援金という形で納入される形で、その分が 1人頭約 4万 2,000 円。被保険者 7万 6,000 人ございますけれども、その一人一人に均等に 4万 2,000 円ほど課せられまして、これを支払基金のほうに拠出して、支払基金のほうから各都道府県の広域連合が後期高齢者医療を運営しておりますので、そちらに納められると。従って、後期高齢者の方々の負担は、保険料今いろいろ取りざたされておりますけれども、公費が 5割で現役世代から 4割、残り 1割が保険料としてそれぞれの広域連合で後期高齢の方々に賦課しているというような、その部分に関連する経費でございます。

それから、4の前期高齢者納付金でございますけれども、これは特別会計の中ではわずかでございますが、700 万ほど計上しております。こちらは、実は歳入のほうで組んでおります前期高齢者交付金というのがございまして、国保は前期高齢者の方が多いので、全国の医療保険者が出した分をもらえるということで先ほどご説明いたしましたけれども、全国の医療保険者の中で負担が多すぎるという保険者がございます。一定限度以上は負担させないという国の仕組みがございまして。従って、そういう負担が大きい医療保険者の方々を救済するために、全国の医療保険者、国保も含めて均等にですね、被保険者の数によってもう一回納付金という制度を設けました。私ども八戸市国保のほうから 740 万ほどになりますけれども、その分を支払基金のほうに出して、他の医療保険のほうで負担大きいところに少し助けてあげるといような趣旨で納付されるのがこの納付金でございます。本来であれば、歳入である交付金と相殺してくれればいいんですけども、別立てでの予算会計経理になっておりまして、従ってここにも納付金という形が出てくるものでございます。

それから、5の老人保健拠出金でございます。後期高齢者医療制度がスタートいたしまして、老人保健制度は 3月で終了いたしました。従って、基本的には老人保健はないんですけども、ここに計上しております 6億 3,600 万、これにつきましては、今年の 3月分、これが 4月請求に入ってくるものですから、3月分は見ざるを得ないということでその 3月分と、それとあと、先ほども決算のところでご説明いたしましたように、老人保健の拠出金は精算という制度がございまして。対前々年度の精算が 2年遅れで清算金が回ってまいります。これは国の予算の関係で、国の予算措置が間に合わないどうしても後回しになって、足したり引いたりして残ります。その関係で、これは平成 18年度の清算金でございます。平成 18年

度出すべき、かかった医療費にかかる追徴金みたいな清算金でございます。その分が、この中の約半分ぐらい、3億ぐらいがその分で発生してきておりまして、残りの半分ぐらいが、先ほど申し上げました3月分の医療費というようなことで、経過的に発生するような費用ということで。来年度もまだ2カ年遅れでございますので、この老人保険拠出金は多少ながら発生してくるものと考えております。

それから、介護納付金でございますけれども、介護納付金につきましては、国からの1人あたりの単価が、これも被保険者あたりの単価が示されておりまして、今年度は介護納付金が9.5%という形で大幅に減になっております。これは、被保険者の数の減というようなこともございますけれども、約14億ほどの予算額となっております。

共同事業拠出金につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

続いて、8の保健事業費でございますけれども、今年度はこちら特別会計の中での比重はさほど大きくないんでございますけれども、率にいたしますと151%という大きな伸びとなっております。これはご承知の通り、特定健診等が保険者に課せられたということによるものでございます。特定健診で、今年度は約1億4,000万ほどでございます。その経費を見込んでおります。その他国保ドック、健康カレンダー等の経費をここに計上してございます。

ちなみに、今年度から健康まつりの経費につきましては、特別会計のほうから外させていただきまして、一般会計のほうにシフトして、一般市民を対象とするイベントだという観点から特別会計のほうから外させていただいておりますが、私ども国保のほうで引き続き運営してまいりたいと。

それから、9の諸支出金でございますが、こちらは過誤納還付金という形で多少計上させていただきます。資格の喪失による税の還付、それらが納付して提示されています。

以上のような概要でございます。歳出のほうも同額の265億9,000万ほどの計上とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

●会長 ただいま、平成20年度の国保の特別会計の予算の説明をいただきましたが、何かご質問ございますでしょうか。

まあ、予算ですから、このように行う予定ではございますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

はい、ありがとうございます。

それでは次にですね、(3)番になります、八戸市国民健康保険の重点事業実施計画書についての説明をお願いいたします。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

はい、大坪次長。

●次長 資料の3をお願いいたします。平成20年度の国保重点事業実施計画書でございます。

これは毎年度、国保の健全運営を図る上で、年度初めに作らせていただいているもので、運営協議会の委員の皆様方のご審議をいただいて作成しているものでございます。

1ページをお願いいたします。これまでご説明申し上げたことと相前後するわけでござい

ますけれども、基本方針ということで少し説明をさせていただきます。

市民の約39%が加入している、相互扶助の保険制度でございます。それに関しまして本計画は、2行目でございますように、国保の具体的な運営事項を定めて、その円滑な推進を図るために作るものでございます。3段落目のところになりまして、先程来ご説明しているように、平成20年度からは後期高齢者医療制度ということで、被保険者の数が約7万5,000人という形になっております。退職者医療制度も、経過措置として残ります60歳から64歳の方々を除いて廃止となったものでございます。医療費の動向を見ますと、高齢化の進展、それから医学・医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加などによりまして、年々増大しております。

一方では、低所得者・無職者の割合が多いという構造的な問題を抱え、さらには、自営業の方々、農林業の方々も、低迷する経済状況からかなり厳しい所得状況にございまして、その関係で保険税収も思うように伸びない。国保は、医療保険制度の中でも大変厳しい状況に置かれております。

そうした中で、健全運営ということで財政健全化対策、税の収納率向上対策、医療費の適正化対策、各種の保健事業、適用適正化対策などの諸施策を進めて、健全化を推進してまいりたいと考えているものでございます。

2ページ以降が、その具体的な今年度の事業の指針を提示したものでございます。

2ページから4ページまでは、実は柱立てでございます。1から7まで大きく柱立ていたしまして、いくつかの項目を整理しておりますが、具体的に5ページ以降で少し主だったところだけご説明を申し上げてまいりたいと思います。特に、今年度新たに始まるとか、ここは変えるというような部分について説明を申し上げてまいりたいと思います。

まず1つ目の、財政健全化対策の推進につきましては、ただいまご説明申し上げたような予算編成に基づきまして、適正な運営を進めてまいりたいというものでございます。

次に、2の保険税収納率向上対策の推進におきましては、(2) 収納率の目標設定がございました。今年度の目標を89%以上ということで、一般被保険者の現年課税分でございますが、目標を設定いたしております。これは、税率改正の時にも、退職被保険者から一般被保険者のほうにシフトする関係で、平成18年の一般被保険者の現年というものが86.69%でございました。年々この収納率につきましては低下傾向にございます。しかしながら、私どももこのまま手をこまねているわけにはいきませんので、退職被保険者の方々が一般に入ってくるということも加味いたしまして、89%という少し高い目標を掲げて、収納率の向上に向けて努めてまいりたいと考えております。

口座振替の拡大以下につきましては、毎年度このような形で進めている事業報告でございます。

6ページをお願いいたします。2項目めに新規がございます。平成20年度から財政部収納課のほうにおきまして、国保税だけに限ったことではございませんけれども、インターネット公売、差し押さえしたものの公売、さらには自動車のタイヤロック装置の導入、これは軽自動車税ですかね、そういったものを新規に図っていくということで取り組みを進めます。

それから、(8)に納税意識の高揚ということで、国保だよりを毎年納税通知書と一緒に

に皆様のところへ送り届けておりますし、今年も引き続き収納率向上に向けての街頭キャンペーン、市長、会長を筆頭に進めてまいりたいと考えております。

次に、3の医療費適正化対策の推進でございますけれども、こちらは例年通りの進め方で1つだけ少し工夫をさせていただきましたのが、(2)のところでございますレセプト点検の整理員を拡充いたしました。レセプト点検の専門員ということで、医療事務の資格を持った方4名ほど配置いたしましたして、国保連から回ってきますレセプトの点検をしているところでございますが、それにあたって整理員ということで、毎月7万とかというレセプトが10日ごろにくるものですから、整理する係員をアルバイト、臨時職員で回しております。その分を非常勤の体制にいたしまして、レセプトが送られてきます月の10日前後、そのあたりに集中的に人を増やして配置して、その他の期間は休んでいただくというような体制で人を増やしております。そういうようなことを、少し今年度はやってみたいということで考えております。

それから、(5)に医療費通知のことが書いてございますけれども、従前医療費通知につきましては年6回で、6カ月分しか皆様のところにお届けしてませんでした。県内全般、県国保連のご提案によりまして、12カ月分、全月数を皆様方にお送りすると。医療費適正化に向けて、役立てばいいかなということで取り組むものでございます。

次、7ページをお願いいたします。7ページは保健事業の推進ということで、大きいのはまず1つ目の特定健診、特定保健指導でございます。この4月からすでに健診センターのほうに委託、5月からは受託医療機関のほうにもお願いして、特定健診・保健指導を進めてまいっているものでございます。皆様のところにも、地区優先日ということで、優先日に近づきますと健診のご案内が行く予定になっておりますのでお願いいたします。

それから、国保の人間ドックにつきましても、皆様方にご審議いただいて、自己負担分を改定させていただきまして、40歳以上の方につきましては1,000円アップ、それから30歳代の方も1,000円アップということで、3,000円、6,000円というような形で改定をさせていただいております。

続いて、5の適用適正化対策の推進につきましては、資格の適正管理ということで、社保からの移行、または退職被保険者の資格の適用の適正化、これによって予算のほうへの反映も大きいものが出てまいりますので、退職者医療制度がなくなるとはいえ、まだ4,000にながしかの方々がその資格にございますので、そのへんの適用の適正化を進めてまいるといようなことでございます。

次、8ページをお願いいたします。最後のページでございますけれども、6は補助金申請等、事業の適正化ということで、当然のことながらもらえる補助金につきましては適正に処理していくということでありますし、続いて7の運営体制の充実強化につきましては、国保運営協議会の皆様方のご支援をいただきながら、重要課題につきましてはご相談申し上げ、国保事業の運営円滑化に資してまいりたいと考えております。

ざっとでございますが、以上で重点事業実施計画書の説明を終わります。

●会長 ただいま、重点事業の計画について説明がございましたが、毎年のもものと新規のものについて説明をいただきました。こういうことで毎年、計画されているわけですが、

何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

それでは、この事業計画については了承させていただきます。

次にですね、(4)のホームページ上での会議録公開について説明をお願いします。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

大坪次長。

●次長 資料の4をお願いいたします。

市で規定しております附属機関等の会議の公開等に関する取り扱いという資料を用意させていただいております。こういった協議会、さらには各種の委員会等を運営する際の取り扱いの規定でございまして、この平成20年の4月から実施するものでございます。一部来年度平成21年度からというのもございますけれども。

本協議会におかれましては、平成18年度から会議の公開ということで、本日出席・傍聴の方はお1人もいらっしゃいませんけれども、平成18年度から会議の公開をさせていただいております。その規定は、この第2というところにある規定でございまして、本日は皆様方にお諮りいたしますのは、裏面のほうにまいりまして第6という部分で、会議の公開と合わせて会議録の作成・公開ということも進めるようにという流れになってございます。

第6の(1)は、会議録は会議の公開・非公開に関わらず速やかに作成するものでございますけれども、(2)にございますように、会議において公開しないということとした情報を除きまして、市のホームページ及び情報公開コーナー、情報公開コーナーというのは2階の総務課のところにありますコーナーでございますけれども、そちらのほうで閲覧に供するようにということでございます。

そういうようなことで、今回、この件につきましてお諮りしたいということで、ご審議いただきたいと思っております。

なお、実はこの附則をご覧いただきたいんですが、第6の規定は平成21年4月1日からということで、来年からの本格実施でございまして。今回、今年度からそれに先んじまして、会議録の公開をさせていただきたいとご提案申し上げますのは、実は市の内部的な事情でございまして、この会議録につきましては私ども業者委託で進めております。市の方針といたしまして、この会議録、録音を録ったものを、業者に委託してテープを起こしていただいているのですけれども、委託している事業については、試験的に優先的に平成20年の4月からやってくれということで、行政改革推進課のほうから指示を受けております。それで、皆様方のご了解が得られれば、1年早いのですけれども、会議録の公開をホームページ上で進めさせていただきたいということで、提案させていただくものであります。よろしくをお願いいたします。

●会長 ただいま大坪次長のほうからありましたが、もうすでに、今日はたまたま来ておりませんが、傍聴者は平成18年から受け入れておりますので、話は全部公開されています。

そういう中で、議事録が必ずできるわけでありまして、その会議録をホームページで今年度から公開したいということでございます。よろしいですか。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

はい、じゃあそういうことで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
次にですね、国保東北大会についての説明をお願いします。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

はい、大坪次長。

●次長 5つ目は国保の東北大会についてのご案内でございます。

資料ご用意できればよかったですけれども、資料ございません。申し訳ございません、口頭で、少しメモしていただければと思いますのでご案内いたします。

10月の8日、水曜日でございます。1日ばかりで国保の東北大会というのが開催されます。

今回は、第55回国保東北大会ということで、青森県が幹事県でございます。新潟県を含めまして東北7県で持ち回りしているのです。この今年度の開催県、当番県になるということで、会場は青森市文化会館です。

具体的なことは決まっておりますが、これまで通例によりまして、本県開催の場合におきましては、委員の皆様方にもご出席いただきたいということでございます。

詳しくはご案内申し上げますけれども、内容的には、県の国保連が主催している会議。八戸市もそうですけれども、八戸市とか40市町村、国保を運営している保険者の東北の大会ということで、国保連、それから運営協議会の方々が参加するような場面でございます。

大会におきましては、各種セレモニーがございました中で、全国大会が東北大会の後、グループ大会の後、ブロックごとに開催した後になされるわけございまして、そこに挙げていく決議事項をここで決めていくと。最終的には、国をはじめ、厚生労働省をはじめ、各方面に対して要請活動をする項目をこの中で諮っていくというような大会でございます。

近づきまして、国保連のほうから案内が来ましたら速やかに皆様方にご案内いたしまして、ご都合のいい方につきましてはご出席いただくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

去年の申し込み要項によると、去年が10月の24日に秋田で開催されているのですが、その時は1カ月前までに申し込み締め切りとなっております。

●会長 9月中でしょ。

●次長 そうですね。

●会長 7月に全体が決まるでしょ。会長会議で。その後だと思うので。

●次長 そうですね。8月、9月ぐらいにはご案内して。みなさんはそれぞれJRでおいでいただくような形を今現在考えております。その際にはうちのほうで旅費を支給申し上げて、場合によってはこちらで取りまとめて、皆様方をご案内するというようなこと考えておりますが。基本的にはJRで会場まで行き、大会に出席して帰ってきていただくというような行程を考えております。よろしく願いいたします。

●会長 今のはお知らせでございますので、近くなりましたら事務局のほうからご案内行くと思っております。

開催県でありますので、どうしても300人ぐらい青森県から全県です、出したいというふうな思いがありますので、そういう意味では私ども18名、八戸市の運協のほうもです

ね、ご協力申し上げたいと。

運協が主催ではありません。先ほど次長が言っているように。国保連ということで、40の市町村長さんたちが国保連を構成しているわけですけど、青森の市長の佐々木誠造さんが理事長ということになっておりますので、そちらのほうが主催ですけども、私どもも協力申し上げたいということでもありますので。

10月の8日ですので、日帰りになりますので。1時半から始まりますから、ここ9時50何分かのものに乗っていけばいいのかというような思いがありますので、いずれ都合のつく方は空けておいていただいて、というお知らせですので、これはこれでよろしいですね。

それでは次にですね、その他ですね。

(「はい。」と呼ぶ者あり。)

大坪次長のほうから。

●次長 その他ということでは特にはないのですが、お手元に毎年私どものほうで作っております、平成19年度の八戸市の国保と年金という赤い冊子をお配りしております。平成19年度の国保事業の概要をまとめたものでございます。年金も含めてでございますけれども、当課で所管する事業概要の冊子でございますので、後ほどお目を通していただければと思います。

以上でございます。

●会長 それでは、他に事務局のほうからはないようではありますが、みなさんのほうから何かございますか。

はい、なければ、これをもちまして、本日の運営協議会を閉会いたします。

皆様、誠にありがとうございました。ご苦労様でした。

〔午後2時15分 閉会〕